

第三者的機能を有する機関の権限の例

3条委員会 (外局)

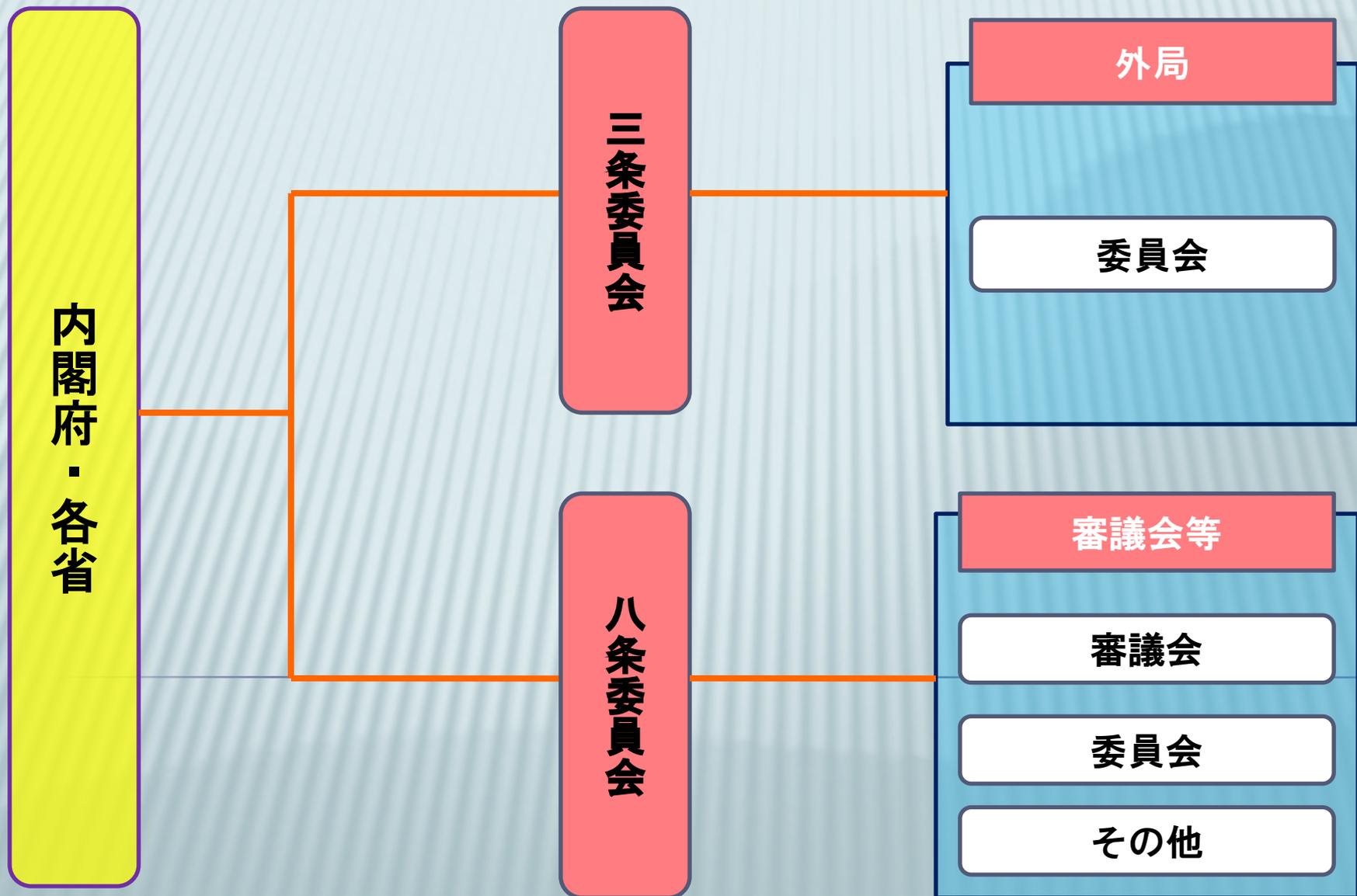
- ① 事業者に対する命令
- ② 事業者及び行政機関に対する勧告
- ③ 事業者及び行政機関に対する意見
- ④ 事業者に対する調査
- ⑤ 事業者及び行政機関に対する資料提出等請求 等

8条委員会 (審議会等)

- ① 行政機関に対する勧告
- ② 行政機関に対する意見
- ③ 行政機関に対する建議
- ④ 自ら調査審議
- ⑤ 行政機関に対する資料提出等請求 等

第三者的機能を有する機関の全体像

第1回WG事務局提出資料・リバイス版



いわゆる三条委員会と八条委員会について

1 いわゆる三条委員会の概要

- いわゆる三条委員会とは、内閣府設置法（以下「内府法」という。）第64条及び国家行政組織法（以下「国組法」という。）第3条に規定されている委員会をいい、それ自体として独自に国家意思の決定を行い、外部に表示する機関である。

2 いわゆる八条委員会の概要

- いわゆる八条委員会とは、内府法第37条及び第54条並びに国組法第8条に規定されている委員会をいい、審議会等というカテゴリーのもとに、調査審議、不服審査、その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関である。

第三者的機能を有する機関の例（その1）

第1回WG事務局提出資料・リバイス版

	内閣府	各省
3条委員会 (外局)	<ul style="list-style-type: none"> ○公正取引委員会 ○国家公安委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○運輸安全委員会 (国土交通省) ○中央労働委員会 (厚生労働省)
8条委員会 (審議会等)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者委員会 ○食品安全委員会 ○原子力安全委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障審議会 (厚生労働省) ○厚生科学審議会 (厚生労働省) ○医道審議会 (厚生労働省) ○薬事・食品衛生審議会 (厚生労働省) ○社会保険審査会 (厚生労働省) ○年金業務・社会保険庁 監視等委員会 (総務省)

三条委員会について

1. 三条委員会とは

○ 三条委員会とは、国の行政機関そのものであり、審議会のような諮問機関ではなく、それ自体に独自に規則や告示と制定する権限が付与されており、自らの名で国家意思の決定を行い、外部に表示することができる機関。

現在、三条委員会には、公正取引委員会、国家公安委員会、運輸安全委員会、中央労働委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会が存在する。

2. 公正取引委員会について(公正取引委員会HPより抜粋)

(1)概 要

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された機関で、独占禁止法の特別法である下請法の運用も行っています。

(2)組 織

国の行政機関には、〇〇省や◎◎庁と呼ばれるもののほかに、一般に「行政委員会」と呼ばれる合議制の機関があります。公正取引委員会は、この行政委員会に当たり、委員長と4名の委員で構成されており、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行うことに特色があります。

また、国の行政組織上は、内閣府の外局として位置づけられています。

3. 独占禁止法の制度・手続きの紹介(公正取引委員会HPより抜粋)

(1)課徴金制度

公正取引委員会は、事業者又は事業者団体が課徴金の対象となる独占禁止法違反行為を行っていた場合、当該違反事業者等に対して、課徴金を国庫に納付することを命じます。(法第7条の2及び法第20条の2から法第20条の6まで)。これを「課徴金納付命令」と呼んでいます。

(2)犯則調査権限

公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合には、事件関係人の営業所への立入検査や関係者からの事情聴取等の調査を行っています。

独占禁止法違反被疑事件のうち、犯則事件(法第89条、法第90条及び法第91条の罪に係る事件)を調査するため必要があるときには、裁判官の発する許可状により臨検、搜索又は差し押さえを行うことができます。これを「犯則調査権限」と呼んでいます。

【参考】

<第 151 国会一衆一総務委員会—19 号 平成 13 年 06 月 07 日>

○武正委員 今回の政策評価は各省にとっても注目をされておりますし、また行政改革会議の一つの目玉としてこの政策評価が打ち出され、そして一月六日の省庁再編でも各省に政策評価の担当が置かれるということで、一連の流れの中でこの委員会を政令で定めるというのを法的なもの、テクニクの問題だというようなお話でしたが、私は、やはりここに書き込んであるべきだろうと思います。

次の質問になりますが、私は、八条機関というこの委員会の性格でありますけれども、やはり三条機関あるいはもっともっと独立性を担保すべきではないかなというふうに思っておるんです。特に、これによって総務省の権限が巨大化するのではないかなという危惧をする声がございます。また、この法案を読んでいきますと、では一体総務省に対して政策評価のチェックをするのはだれなのか、あるいは総務大臣に対して物を言うのはだれなんだろうといったことを考えていくと、私は同委員会は三条機関にして独立性を高めるべしというふうに考えるんですが、総務大臣、御所見をお願いいたします。

○片山国務大臣 よく三条機関と八条機関のお話があるんですが、今回の政策評価・独立行政法人評価委員会は八条機関にさせていただきました。

三条機関というのは、独立して準省的な機能を営んだり、準省的な調整をやったりするようなものが三条機関なんですね。自分で権限を持っている、行政処分ができる。だから、現在三条機関というのは、代表的なものは公正取引委員会、私どもの方の公害等調整委員会、あとは中労委や何かがそうですね、権限を持って仲裁する。それから、公安審査委員会だとか司法試験の委員会なんですね。

それで、日本の国は議院内閣制ですね。議院内閣制というのは内閣が一体となって、だから内閣の意思決定は総理じゃなくて閣議ですよ。閣議で全員一致の意思決定ですよ。議員内閣制というものは内閣が一体となって国会に対して責任を負うという仕組みでございまして、その中でこういう独立して権限がある機関というのがたくさんあることは、私は議院内閣制にはなじまないと、ちょっと今の質問と違いますけれども、かねがね考えております。アメリカは大統領制ですから、そこで千ぐらいどっどっこういう三条機関的なものの設置を言ってきたんですね。だから、今日本にできています教育委員会だとか公平委員会、公安委員会、あるいは人事委員会、地方の場合には、こういうものはアメリカ的な制度なんですよ、もう今日本に定着しましたから私は結構ですけども。

ただ、議院内閣制からいうと、三条機関がいっぱいあるのはいかがかなと。あくまでも各閣僚が一体として国会に責任を持って、しかし、内閣としては意思の一致が要るんですよ。そういうところが責任を持っていくというのがいいので、行政評価についても、やはり八条機関としてそれぞれの責任を持つ大臣に注文をつけて勧告する、こういうこ

との方がベターではないか、こう私は考えておりますので、ちょっと話を大きく発展させて恐縮なんです、そういうことから今回も八条機関にさせていただいたわけであり
ます。

<第 166 国会一衆一経済産業委員会一17 平成 19 年 06 月 15 日>

○竹島政府特別補佐人 審判部門を分離すべしという経済界の御意見もありまして、それ
に関して、いや、独立行政委員会というものは審判機能を持っているからこそ独立行政
委員会なんだ、だから今のままでいいんだ、そういう両方の議論があるわけございま
す。

それらをまさに、過去二年間、内閣府の基本問題懇談会の審議事項の一つの大きなテー
マとして審議がされてきているわけございまして、それが今月中に出てくるというこ
とでございます。

それを踏まえて我々としては対応するし、その後、関係方面との調整という問題が残っ
ていると思っておりますが、私なり公正取引委員会の考え方は、これは先ほども申し上
げましたように、公正取引委員会というのは三条機関、八条機関ではないわけござい
まして、諮問する立場にあるわけじゃなくて、自分自身が行政権をみずから行使できる
という、大変独立性の高い、日本の政府の中では大変希有な存在として認められている
わけございまして、そういう行政委員会が審判機能を持つことがどうなのか、こうい
うふうにやはり考えるべきだろう。